

## 答 申

### 1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が、「熊谷市建築確認（平成〇〇年〇〇月〇〇日第〇〇号）に関する、県と国、県警、熊谷市との打合せ記録」（以下「本件対象保有個人情報」という。）について、平成22年5月7日付けで行った部分開示決定のうち、別表の3欄に掲げる部分については開示すべきである。

実施機関が行ったその余の決定については、妥当である。

### 2 異議申立て及び審査の経緯

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、埼玉県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、平成22年4月5日付けで「熊谷市建築確認平成〇〇年〇〇月〇〇日第〇〇号に関する県と国、県警、熊谷市とのやり取りの内容を示すもの」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。これに対し実施機関は、条例第21条第1項の規定に基づき、平成22年5月7日付けで本件対象保有個人情報の部分開示決定を行った。
- (2) 申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、平成22年5月17日付けの異議申立書により、実施機関に対し、不開示部分の開示を求める旨の異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (3) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成22年6月8日、実施機関から条例第41条の規定に基づく諮問を受けた。
- (4) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成22年6月22日、実施機関から理由説明書の提出を受けた。
- (5) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成22年7月26日、申立人から理由説明書に対する反論書の提出を受けた。
- (6) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成22年7月27日、実施機関からの意見聴取を行った。
- (7) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成22年9月21日、申立人から反論書の補充書の提出を受けるとともに、口頭意見陳述を聴取した。
- (8) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成22年10月12日、実施機関から理

由説明書の補充書の提出を受けた。

### 3 申立人の主張の要旨

#### (1) 他機関から提供を受けた個人情報について

実施機関は、国や熊谷市などの他機関から県が提供を受けた個人情報については、提供元の機関に開示を求めるべきであると主張するとともに、他機関が行う処分あるいは審査に係る個人情報については、開示すると提供元機関との相互間における率直な意見・情報の交換が妨げられ、業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから条例第17条第7号に該当すると主張する。

本件開示請求は熊谷市の保有個人情報に誤りがあることが判明し、熊谷市が県に提供した個人情報についても事実と相違があると推認されるために行ったものであり、本件保有個人情報が開示されなければ正誤を検証することができない。

また、実施機関が主張する「業務の遂行に支障を及ぼすおそれ」は職員の主観的懸念であって蓋然性を欠き、認められない。

#### (2) 二級建築士の処分に関する情報について

実施機関は、「開示すると率直な意見・情報の交換が妨げられ、業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあること」を不開示理由としているが、「業務の遂行に支障を及ぼすおそれ」とは開示すると県の建築安全課監察担当の馴れ合い指導が露見するおそれではないか？

#### (3) けいさつ相談センターへの相談に関する情報について

実施機関は、相談制度は相談内容を他言しない前提で行われていると主張しているが、相談の守秘義務は相談を受ける側に課せられるものであり、相談の依頼者である県に課せられるものではない。

#### (4) 法人に対する指導内容に関する情報について

実施機関は、「当該法人の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあること」を不開示理由としているが、申立人が当該法人によって「権利を侵害された事実」とそうした「おそれ」を比較衡量し、消費者保護の見地から判断すべきである。

#### (5) 熊谷市が県に提出した建築基準法第12条第5項の報告書等について

建築基準法第12条第5項の報告書に関して熊谷市の建築主事が作成した相当量の添付資料が、熊谷市から県に同報告書と共に提出されているはずだが、実施機関はこれを開示・不開示の対象としておらず、公文書の隠蔽にあたるのではないかと主張する。

以上のことから、不開示部分の開示を求める。

#### 4 実施機関の主張の要旨

##### (1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報について検索を行ったところ、熊谷市建築確認第〇〇号に関する案件については、申立人が当該建築確認の対象となる建物の建築主として、その建築に関与した建築士並びに一級建築士事務所及び二級建築士事務所に私文書偽造等の違法行為があったとして県に対して処分を求めたことから、建築安全課職員が、当該建築確認を行った特定行政庁である熊谷市及び当該一級建築士事務所に所属する一級建築士の処分権限を有する国と連絡を行った記録が存在した。

また、当該記録中には埼玉県警察本部けいさつ総合相談センターに対して行った相談内容が記載されており、当該記録を本件対象文書と特定した。

##### (2) 不開示部分について

本件対象保有個人情報のうち、国及び熊谷市との連絡内容は県、国、熊谷市がそれぞれ行う建築士等を対象とする審査や指導、処分に係る情報であり、開示することにより建築士等からの任意の協力が得られなくなるおそれがあるほか、同様の事務支障を生じる他機関との率直な意見交換を妨げ、情報の収集が困難となり業務の遂行に支障を生じるおそれがあることから、条例第17条第7号に該当するため、当該部分については不開示と判断した。

また、上記の内容のうち、特定の法人に対する調査指導に関する部分については、開示することによって無用な混乱を招き、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第17条第4号イに該当するため不開示と判断した。

次に、埼玉県警察本部けいさつ総合相談センターに対して行った相談内容については、相談者保護のため非公開となっており、相談者本人以外の請求により相談内容が開示されるようなことがあれば、その利用が躊躇されるなど当該相談業務全体に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第17条第7号に該当するため不開示と判断した。

また、建築基準法第12条第5項に基づく報告書については、例年実施している建築士事務所指導業務に伴う現地調査の参考とするために熊谷市から提供を受けているものの、送付文等やりとりの記録は存在しなかった。

さらに、申立人が当該報告書とともに熊谷市が県に提出したと主張する添付資料についても、改めて検索・確認を行ったところ存在しなかった。

## 5 審査会の判断

当審査会では実施機関が不開示とした保有個人情報について、別表に掲げたとおり、ア 建築士法違反に関する訴えに係る県と国及び熊谷市との検討内容について、イ 特定の法人に対する調査指導に関する情報について、ウ 県が埼玉県警察本部けいさつ総合相談センターに対して行った相談について、の3種類に分類し、原処分の是非を検討した。

### (1) 本決定の妥当性について

#### ア 建築士法違反に関する訴えに係る県と国及び熊谷市との検討内容について

実施機関は建築士法違反に関する訴えに係る県と国及び熊谷市との検討内容が、建築士等に対する指導業務に係る情報であって、開示することにより建築士等からの任意の協力が得られなくなるおそれがあり、また、同様の調査・指導を行う他の機関との率直な意見交換が妨げられるおそれがあることから、業務の遂行に支障を生じるおそれがあるため条例第17条第7号に定める不開示情報に該当すると主張する。

そこで、本件対象保有個人情報中の建築士法違反に関する訴えに係る県と国及び熊谷市との検討内容について見分したところ、申立人等の言動及びこれに対する各行政機関の対応方針と対応した結果が事実として記録された部分（以下「事実の記録の部分」という。）と、各行政機関による申立人の主張に対する評価・判断に関する情報（以下「評価・判断情報」という。）が記載されていたが、建築士等について各行政機関が行った調査・指導に関する具体的な記述は存在しなかった。

これらのうち、事実の記録の部分については原処分の時点で申立人本人が承知していることから、開示することにより今後他の機関との率直な意見交換が妨げられ、事務又は事業に支障が生じるとは認められない。

さらに、建築士等に関する具体的な記述が存在しない以上、開示することにより建築士等の任意による協力が得られなくなるおそれもまた認められない。

したがって、事実の記録の部分については条例第17条第7号に定める不開示理由に該当せず、実施機関の判断は妥当でない。

また、評価・判断情報についてであるが、建築士等に対する指導業務を遂行するに当たっては、建築士等からの任意の協力によるほか、評判や顧客からの苦情など様々な情報を収集し、評価・判断を行う必要がある。開示を前提とすると関係者への影響を配慮した評価・判断を行わざるを得なくなり、今後の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが認められる。

したがって、評価・判断情報については条例第17条第7号に該当するから、これを不開示とした実施機関の判断は妥当である。

以上から、本件保有個人情報中の建築士法違反に関する訴えに係る県と国及び熊谷

市との検討内容については、別表の3欄に掲げた部分を開示すべきである。

イ 特定の法人に対する調査指導に関する情報について

(ア) 特定の法人に対する調査指導に関する情報の条例第17条第4号イ該当性について

本件保有個人情報中の特定の法人に対する調査指導に関する部分について見分したところ、熊谷市が当該法人に対する調査指導によって得た情報とその評価・判断の内容が記載されていた。これらのうち、熊谷市の所掌事務である建築確認に関する情報については原処分の時点で当該業務が終了しており、当該法人及び建築主である申立人に結果が通知されていることから、これを開示しても当該法人の競争上の地位その他正当な権利を害するおそれは認められず、条例第17条第4号イに該当するという実施機関の判断は妥当でない。

ただし、熊谷市が県に提供した建築士等に関する評価・判断の内容は、当該法人が処分対象となるか否かが確定していない段階では、開示することにより様々な憶測や誤解を生じ、当該法人の競争上の地位その他正当な権利を害するおそれが認められることから、条例第17条第4号イに定める不開示情報に該当する。

(イ) 条例第17条第4号ただし書該当性について

申立人は当該法人により生活又は財産に係る権利を侵害されており、条例第17条第4号ただし書に基づく保有個人情報の開示により、申立人自身の権利が保護されるべきであると主張している。しかし、当該法人についての具体的処分等が原処分の時点までになされていないこと及び国土交通省による建築士の違反行為に関する公表の基準では、当該違反行為が「著しく危険若しくは悪質であり、かつ、極めて社会的影響が大きい」と確認された場合に公表を実施するものとされていることなどを考慮すれば、保有個人情報を開示にすることによって生じる不利益を当該法人が受忍しなければならない特段の理由は認められない。

以上(ア)、(イ)から、本件保有個人情報中の特定の法人に対する調査指導に関する部分については、別表の3欄に掲げた部分を開示すべきである。

ウ 県が埼玉県警察本部けいさつ総合相談センターに対して行った相談について

(ア) けいさつ総合相談センターの職員氏名について

条例第17条第3号は、「開示請求者(中略)以外の個人に関する情報(中略)で

あって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」については開示しなければならない保有個人情報から除いており、けいさつ総合相談センターの職員氏名は開示請求者以外の特定の個人の氏名であるからこれに該当する。

同条第3号イは、「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」については、開示すべきものとしている。埼玉県警察では職員の氏名を記載した職員録は公刊しておらず、人事異動情報として警部及び警部相当職以上の職員の氏名を公にしているのみであり、警部補以下の職員氏名を公表する慣行は存在しない。したがって、けいさつ総合相談センターの職員氏名については、当該職員が警部補以下の職にあることから、条例第17条第3号に該当する不開示情報であるとする実施機関の判断は妥当である。

(イ) 実施機関職員に対するけいさつ総合相談センター職員の回答内容について

申立人は、守秘義務は相談を受ける側に課せられるものであり、相談者である県に課せられるものではないため、埼玉県警察本部けいさつ総合相談センターにおける相談の内容について開示すべきであると主張しているが、開示、不開示については当該相談内容に条例に定める不開示情報が含まれるか否かによって判断すべきである。

そこで、実施機関職員と埼玉県警察本部けいさつ総合相談センター職員のやりとりについて見分したところ、けいさつ総合相談センター職員が警察相談制度の利用方法等及び私文書偽造一般に関して説明した部分（以下「説明部分」という。）と相談者に対する助言とに大別できた。

説明部分については特定の事案に関するものとは認められないから、開示することにより警察相談制度の利用が躊躇されるなど、当該相談業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、条例第17条第7号に該当し不開示とする実施機関の判断は妥当でない。

また、けいさつ総合相談センター職員による助言のうち関係者の評価・判断に関する部分については、開示することによりセンター職員の率直な発言が妨げられ、当該相談業務の遂行に支障を及ぼすおそれが認められることから、これを条例第17条第7号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当である。

以上（ア）、（イ）から、県が埼玉県警察本部けいさつ総合相談センターに対して行った相談については、別表の3欄に掲げた部分を開示すべきである。

(2) 建築基準法第12条第5項の報告に係る文書について

申立人は異議申立書等において、建築基準法第12条第5項の報告書に関して熊谷市の建築主事が作成した相当量の添付資料が、熊谷市から県に同報告書と共に提出されているはずだが、実施機関はこれを開示・不開示の対象としておらず、公文書の隠蔽にあたる旨を主張している。

そこで、当審査会が申立人から口頭で意見を聴取し確認したところ、当該報告書の写しについては熊谷市から入手しており、その添付資料の開示を実施機関に対して求めるとのことであった。

実施機関の説明によれば、当該報告書の写しについては熊谷市から入手しているが、これは本件開示請求に係る申立人の建築士法違反に関する訴えに基づいて収集したものではなく、例年実施している建築士事務所指導業務に伴い建築物を現地で調査するための参考資料として取得したものであり、添付資料については熊谷市に求めておらず、送付文等その他のやりとりの記録も存在しないとのことである。

このため、当審査会が当該報告書の写しについて確認したところ、工事関係者名と建築物の構造等が記載された書面と、案内図及び設計図書で構成されていた。その内容は、建築物に関する現地調査・現物確認に用いるのに十分であると認められることから、その他の資料については熊谷市に求めておらず、送付文等その他のやりとりの記録は存在しないという実施機関の主張には特段の不自然・不合理な点は認められない。

(3) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

海老原夕美、西村淑子、松村雅生

審査会の経過

年 月 日	内 容
平成22年 6月 8日	諮問を受ける(諮問第38号)
平成22年 6月22日	実施機関から理由説明書を受理
平成22年 7月26日	申立人から反論書を受理
平成22年 7月27日	実施機関からの意見聴取及び審議
平成22年 9月21日	申立人から反論書の補充書を受理
平成22年 9月21日	申立人による意見陳述及び審議
平成22年10月12日	実施機関から理由説明書の補充書を受理
平成22年10月19日	審議
平成22年11月22日	審議
平成22年12月14日	審議
平成23年 1月24日	審議
平成23年 2月21日	審議
平成23年 3月11日	答申



別表

1 不開示情報の内容	2 実施機関が不開示とした部分	3 当審査会の判断	4 該当条文
ア 建築士法違反に関する訴えに係る県と国及び熊谷市との検討内容について	2009. 5. 15分のうち、 2009. 5. 11の 4～12行目	全て開示	
	2009. 11. 18分のうち、 2009. 11. 17の 4～8 行目 同10～12行目		
	2009. 11. 30分のうち、 2009. 11. 27の 6 行目		
	2009. 12. 1分のうち、 2009. 12. 1の 3～23行目 同25～35行目	2009. 12. 1分のうち、 2009. 12. 1の記録の32行目 を除き開示	条例 第 1 7 条 第 7 号
2009. 12. 8分のうち、 2009. 12. 7の 4～30行目	2009. 12. 8分のうち、 2009. 12. 7の21～23行目 を除き開示		
イ 特定の法人に対する調査指導に関する情報について	2009. 12. 8分のうち、 2009. 12. 8の 2～3 行目	全て開示	
	2010. 1. 13分のうち、 5 行目から 2 1 行目まで	2010. 1. 13分のうち、 6～8 行目及び15～18行目 を除き開示	条例 第 1 7 条 第 4 号イ
ウ 県が埼玉県警察本部けいさつ総合相談センターに対して行った相談について	2009. 11. 30分のうち、 2009. 11. 30の 1 行目の 25・26文字目	2009. 11. 30分のうち、 2009. 11. 30の 1 行目の 25・26文字目については不開示 (原処分のとおり)	条例 第 1 7 条 第 3 号
	2009. 11. 30分のうち、 2009. 11. 30の 2～8 行目	2009. 11. 30分のうち、 2009. 11. 30の 8 行目の 2～18文字目 を除き開示	条例 第 1 7 条 第 7 号